

## 【中国】高齢者權益保障法の改正

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

\* 高齢者權益保障法が、2012年12月28日、第11期全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会第30回会議で改正され、同日の公布を経て、2013年7月1日に施行される（主席令第72号）。高齢化が進展する中で、家庭、地域社会、高齢者施設の連携による高齢者の生活保障を目的とする。

### 1 改正の経緯

中国では、1999年に高齢者（60歳以上）が全人口の10%を超え、2010年末には、その総数は1.78億人（13.26%）で、推計上2025年には3億人を、2033年には4億人を突破するとされ、急激な高齢化が進展している。1996年には、高齢化社会の到来に向けて、高齢者の権利の擁護、社会保障や高齢者サービス事業の推進等を定めた高齢者權益保障法が施行されたが（以下「旧法」）、高齢者の扶養は主として家庭の責任で、家族がその世話をすることとされていた。その後、高齢者及び要介護高齢者が急増する一方、少子化や出稼ぎ労働等により、高齢者の独居又は夫婦2人世帯が増加し、家庭が介護等老人の世話をする機能は次第に弱体化した。同時に、家庭に代わって地域社会や高齢者施設（以下「施設」）で高齢者を支援する各種のサービスが実施されるようになり、こうした社会状況の変化に応じた高齢者の生活保障制度を法律として確立することが必要とされ、同法の改正が行われることとなった。

2007年に、民政部と全国高齢者事業委員会（注1）事務局とが、同法の改正作業を開始したが、2011年3月からは、全人代の内務司法委員会が起草担当となり、上記2機関に国务院法制弁公室等を加えた起草グループが組織され、改正作業が促進されることとなった。同年、全人代常務委員会による旧法の実施状況調査、全国各地での意見聴取等を行い、これらを基に、起草グループが法案を作成した。2012年6月の第11期全人代常務委員会第27回会議で法案の第1回審議が行われ、7月から8月の意見公募、12月24日からの常務委員会第30回会議での第2回審議を経て、12月28日に改正案が採択された（以下「新法」）（注2）。

### 2 改正の概要

新法は、第1章総則、第2章家庭での扶養、第3章社会保障、第4章社会的サービス、第5章社会の優遇、第6章居住環境、第7章社会発展への参加、第8章法的責任、第9章附則の9章全85か条から成る。旧法は6章50か条であり、新法は第4章から第6章までの3章を加えたことになる。次に改正点を中心に、新法の概要を紹介する。

#### (1) 高齢者の生活支援体制の構築

国は、多段階の社会保障体系を構築して、高齢者に対する保障水準を逐次引き上げ、

在宅での生活を基礎に、地域社会を拠り所として、施設が支えるという高齢者社会サービス体系を構築し、社会全体が高齢者を優遇することを提唱する（第 5 条）。また、旧暦の 9 月 9 日を高齢者の日とする（第 12 条）。

## (2) 家族の義務等

日常生活上自立できない高齢者に対して、扶養義務者は世話をする責任を有し、自身で世話ができない場合には、他人又は施設に委託することができる（第 15 条）。また、家族は、高齢者の精神状態にも配慮して高齢者を冷遇してはならず、別居している場合には、頻繁に高齢者を訪問し、雇用主は、その訪問のための休暇を保障しなければならない（第 18 条）。扶養義務者が義務を履行しない場合には、高齢者団体等関連組織がその実施を促すこと（第 24 条）、高齢者に対する家庭内暴力の禁止（第 25 条）、後見人制度（第 26 条）のほか、国は、家族と高齢者の同居又は近隣への転居等について支援策を実施すること（第 27 条）等を定める。

## (3) 社会的サービス

地方各級人民政府及びその関係部門は、地域社会の高齢者サービスを推進する措置をとり、関連組織や個人が在宅高齢者の世話、介護、精神的なケア等を行うことを支援し（第 37 条）、高齢者人口の分布状況に基づき、施設の建設を土地利用計画等に組み入れ、建設用地や必要な物資を手配しなければならない（第 40 条）。そのほか、公的な施設への入居の優先順位（第 41 条）、施設の建設基準やサービス基準等の策定（第 42 条）、高齢者サービス分野の専門的人材の育成、職員の報酬の引上げ、専門職、兼業職、ボランティアとを組み合わせたサービス体制の構築（第 46 条）等を定める。

## (4) 高齢者に対する優遇

県級以上の人民政府及びその関連部門は、経済社会の発展状況や高齢者の必要に応じて、高齢者優遇に関する規則を定め、その水準を適宜引き上げる（第 52 条）。公共交通等での優遇（第 57 条）や、博物館、美術館、映画館、劇場、観光スポット等の、無料又は優待の利用（第 58 条）を定める。

## (5) 居住環境

国は、高齢者向けの安全、便利、かつ快適な環境を提供する（第 60 条）。各級人民政府は、都市・農村計画の策定に当たっては、高齢化の状況に基づき、高齢者向けの公共施設、医療衛生施設、文化施設等の建設に配慮する（第 61 条）。そのほか、バリアフリー施設の建設基準の策定及びそれに基づく公共施設の改造（第 63 条）、高齢者向け住宅の開発、住宅のバリアフリー化の推進（第 64 条）等居住環境の整備を図る。

注(インターネット情報は 2013 年 1 月 22 日現在である。)

(1) 全国高齢者事業委員会は、国务院の議事調整機構(複数の行政機構にまたがる重要な業務の組織調整を任務とする機構)の1つで、1999年設立。高齢者事業政策の策定、関連部門を調整して、高齢者事業を推進すること等を職務とする。<<http://www.cncaprc.gov.cn/about/341.jhtml>>

(2) 「中华人民共和国老年人权益保障法」国务院法制办公室

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgf/fl/201212/20121200379610.shtml>>